

いきいき介護広場

第19号

2006 March
平成18年3月9日



あわら市にある坂井郡医師会デイサービスセンターでは毎日、いろいろなレクリエーションを行っています。中でもドドンパ体操はかいっぱいやると心も身体も気分そう快です。



主な内容

平成18年度一般・特別会計予算概要 2・3

「第3期介護保険事業計画」策定
新介護保険料決まる 4・5

第20回広域連合議会定例会報告 6

介護予防講座シリーズ⑩「足元から健康に その3」.....7



カラオケ大会は皆さん、
手拍子や鈴の音に合わせて、
歌手気分が高得点をとっていました。

平成18年度

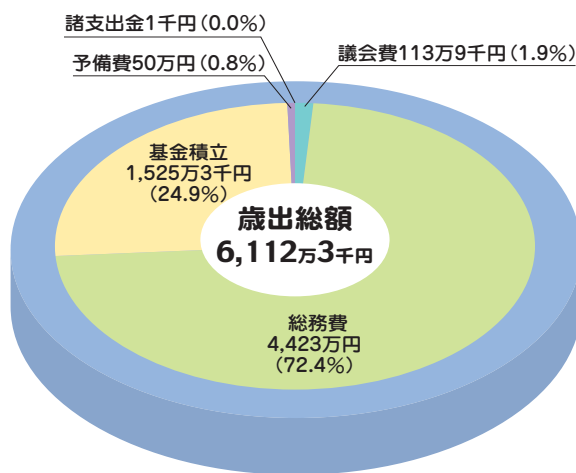
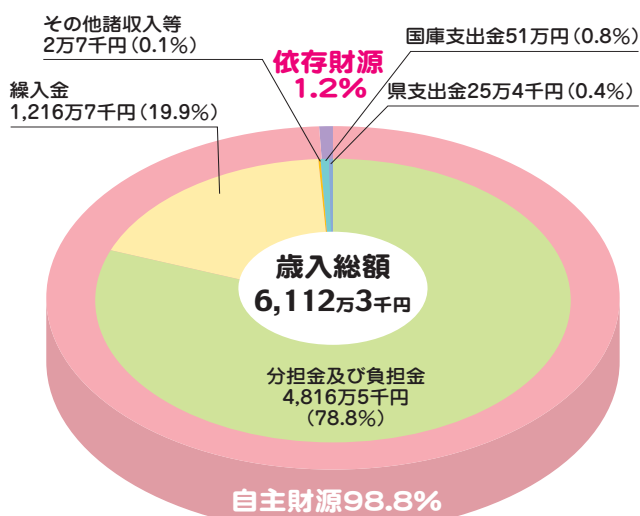
当初予算

平成18年度坂井郡介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の当初予算が2月10日に開催された第20回広域連合議会定例会において可決されましたので、その概要についてお知らせします。

一般会計

総額 6,112万3千円

一般会計は広域連合の組織運営のための会計で、総額6,112万3千円、対前年度比△9.5%の伸び率（644万8千円の減額）となります。



歳入

歳入は、構成2市からの負担金が78.8%と一番高い比率を占めています。そのほか国庫支出金として、低所得者利用軽減対策補助金 51万円となっています。

また、県支出金として低所得者利用軽減対策補助金 25万4千円が0.4%、介護福祉推進基金繰入金 1,216万7千円で19.9%などとなっています。

歳出

歳出は、議会費 113万9千円で全体の1.9%、総務費 4,423万円で72.4%、介護福祉推進基金への積立金 1,525万3千円で24.9%などとなっています。

総務費の主な内容として、広域連合の運営にかかる一般管理費 4,078万5千円でそのうち坂井郡4町合併等に伴う広域連合例規集作成業務委託料170万円、LGWAN（総合行政ネットワーク）サービス提供設備保守委託料 75万5千円、ホームページホスティング料69万3千円等を計上しました。

また、低所得者に対する利用者負担軽減対策費 269万円のほか『居宅復帰支援事業』の居宅介護推進費として17万5千円を計上しました。

主要事業

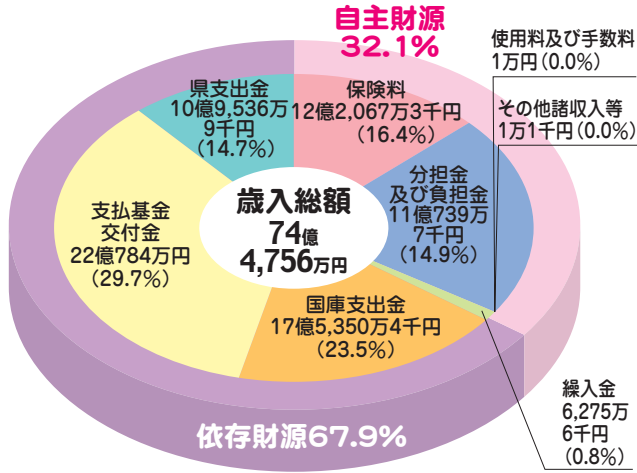
- ◎地域包括支援センター支援システム業務委託料 2,879万4千円
- ◎地域密着型情報管理システム業務委託料 157万5千円
- ◎介護サービス未利用者（第1号被保険者 90歳以上）記念品贈呈 300万円
- ◎新制度の介護保険ガイドブック作成 172万円

制度の改正点、新規サービスや事業の内容を周知するため、構成市、全世帯及び介護保険事業所等へ配布します。

介護保険 特別会計

総額 **74億4,756万円**

介護保険特別会計は広域連合の主な事業である介護保険事業のための会計で総額74億4,756万円、対前年度比7.5%の伸び率（5億2,179万5千円の増額）となります。



歳入

歳入は、65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の16.4%を占め、保険給付費や要介護認定事務などに対する構成2市からの負担金が14.9%、国庫支出金が23.5%、保険給付費に対する支払基金交付金(40歳以上65歳未満の方から納入される介護保険料)が29.7%、県支出金が14.7%、保険給付費不足を補うため財政調整基金からの繰入金などが0.8%などとなっています。

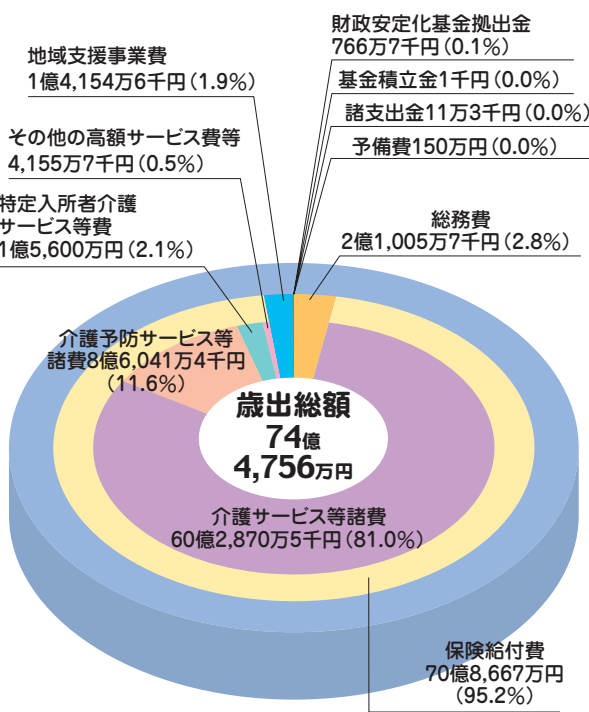
歳出

歳出は、総務費 2億1,005万7千円で全体の2.8%、保険給付費 70億8,667万6千円で95.2%、制度改正に伴い、新たに地域支援事業費1億4,154万6千円(介護予防に係る高齢者施策事業及び地域包括支援事業等委託料)、県財政安定化基金拠出金が766万7千円で0.1%などとなっています。

総務費の主な内容としては、介護保険事業の運営にかかる総務管理費が1億3,181万4千円でそのうち【新規事業】地域包括支援センター支援システム業務委託料 2,879万4千円、【新規事業】地域密着型情報管理システム業務委託料 157万5千円を計上しました。

また、介護保険料の賦課・徴収にかかる賦課徴収費が456万3千円、要介護認定業務に係る介護認定審査会費が7,024万円を計上しました。その他趣旨普及費は広報誌「いきいき介護広場」作成印刷費及び新制度の介護保険ガイドブック作成印刷費合わせて262万円、【新規事業】地域包括支援センター運営協議会に係る経費 82万円を計上しました。

また、予算の大部分を占める介護サービス等にかかる保険給付費は70億8,667万6千円を計上していますが、これは対前年度比6.4%の伸び率（4億2,467万6千円の増額）となっています。



保険給付費…要介護認定者が利用した介護サービスの利用料のうち、保険給付分（9割）を介護サービス提供事業者を支払うための費用です。

◎広域連合例規集作成業務委託料

◎訪問介護利用者負担額助成事業（広域連合単独事業）

◎居宅復帰支援事業

170万円

166万9千円

17万5千円

介護保険施設に入所されている方に家庭での生活や介護を体験していただくために一時帰宅の際に利用された居宅サービスの費用額を助成します。

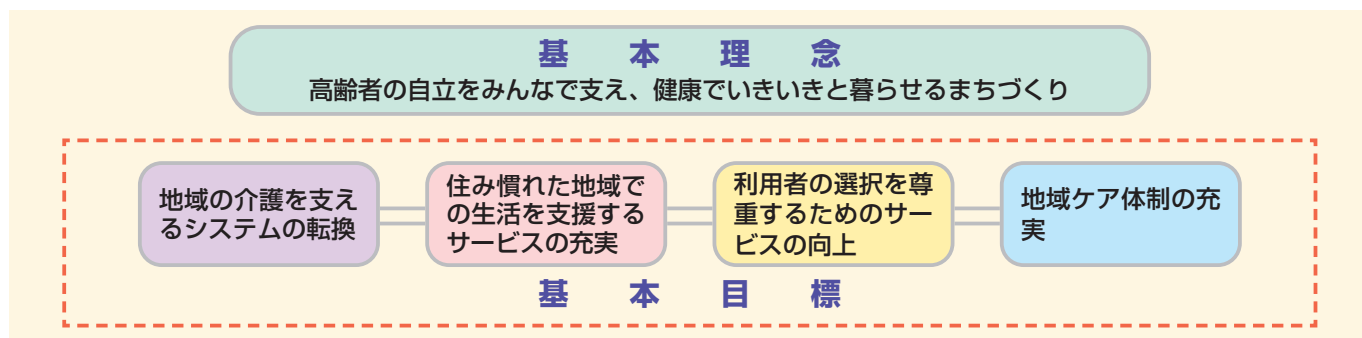
65歳以上の方の介護保険料の

『第3期介護保険事業計画』が策定されました。

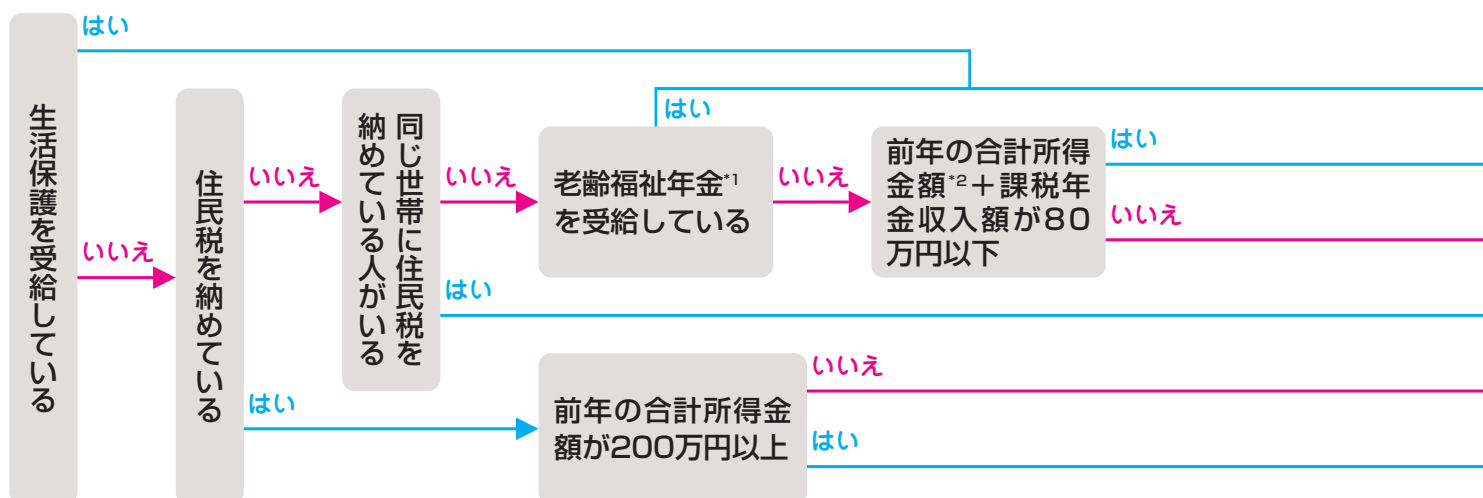
平成18年度から20年度の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料基準月額が3,900円に決定されました。

介護保険事業計画は、地域における要介護者等の現状を踏まえて、平成18年～20年の介護保険給付サービスの見込み量や介護保険料が適当かどうかなどを審議し、3年ごとに見直しが行われます。

平成18年4月からは新しい事業計画に沿って介護保険事業が運営されます。



●あなたの介護保険料は？



●介護保険料の納め方

保険料の納め方には『特別徴収(年金からの天引き)』と『普通徴収(口座振替や納付書による個別納付)』の2種類があります。

◆年金が年額18万円以上の人

特別徴収で納めます

年6回ある年金の定期支払いの際、その受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

●年金の特別徴収対象範囲

①年齢・退職年金、②障害年金、③遺族年金が特別徴収の対象となります。ふたつ以上の年金を受給している場合、番号順の年金から優先して徴収されることになります。

▶ 仮徴収 ◀

前年度2月の保険料と同額を納めます。

4月 (1期)
6月 (2期)
8月 (3期)

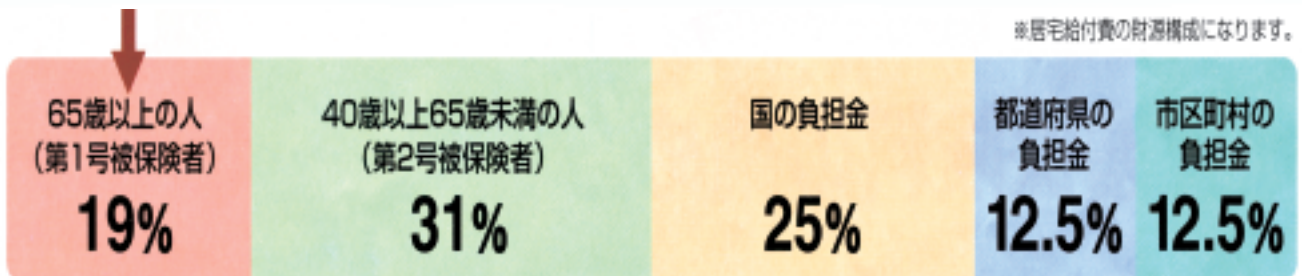
▶ 本徴収 ◀

確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いて3回に分けて納めます。

10月 (4期)
12月 (5期)
2月 (6期)

基準月額が3,900円になりました

●あなたの介護保険料が介護保険の財源の一部を支えています



介護保険のサービスにかかる費用の19%が、65歳以上の方の介護保険料によってまかなわれています。介護が必要となったとき、安心して介護サービスを受けられるよう保険料は必ず納めましょう。

所得段階	対象者	一月あたり	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人 および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	1,950円	23,400円 基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	1,950円	23,400円 基準額×0.5
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担第2段階以外の人	2,925円	35,100円 基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	3,900円	46,800円 基準額×1.0
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	4,875円	58,500円 基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	5,850円	70,200円 基準額×1.5

保険料の所得段階

●第2段階の対象者の負担能力に配慮し、細分化を行いました。今までの第3段階以上の人の段階は1段階ずつ繰り上がりますが、負担割合に変更はありません。

●税制改正により保険料段階が上がった人は、保険料率で緩和措置がとられます。

- *1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- *2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

◆年金が年額18万円未満の人

普通徴収 で納めます

当広域連合より送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。



平成18年度の普通徴収の納期限は次のとおりです。納期限までに納めましょう！

第1期	7月25日(火)	第5期	11月27日(月)
第2期	8月25日(金)	第6期	12月25日(月)
第3期	9月25日(月)	第7期	平成19年1月25日(木)
第4期	10月25日(水)	第8期	平成19年2月26日(月)

確実な口座振替が便利です。指定の金融機関でお申込ください。

第20回 広域連合議会定例会



第20回広域連合議会定例会が2月10日、丸岡町議場で開催され、平成18年度一般会計及び介護保険特別会計当初予算等の14議案が原案どおり可決されました。

一般質問

1 保険料の引上げの対処について 2 施設利用者の負担軽減について

山田 和雄 議員

問1 4月から介護保険料が大幅に引き上げられることとなるが、坂井地区における保険料引き上げ状況はどのように見込んでいますか。

保険料の引き上げは、周知徹底並びに激変緩和措置など、利用者の立場に立って、どのような措置が必要と考え、どのように対処していこうと考えているのか。

林田連合長

平成18年4月からの介護保険料は、基準額を1ヶ月当り3,900円にしたいと考えております。

第2期と比較しますと300円の引き上げとなりますが、今後予想される介護保険利用者数は第3期計画の期間内（20年度まで）で、約940人が介護の対象者として増加するものと推計いたしております。

これを基に、新予防給付および地域密着型サービスを重点に置いて、算出しますと3年間で230億円が必要となり、第1号被保険者の保険料は基準額で1ヶ月当り4,165円となるものでございます。

しかしながら、被保険者の負担を少しでも軽減するために、介護保険財政調整基金3億5千万円から財源に充てることといたしております。

この保険料等についての住民への周知につきましては、広報誌および新制度パンフレットを全戸配布してまいりたいと考えております。

また、税制改正による激変緩和措置につきましては、改正によって課税者段階に引き上げられる方に対し、国が示している措置方法（18.19年のみ）に従いまして、対処することを考えており、税の申告状況で極端な差が生じた場合は被保険者が不利にならないよう対応をしてみたいと考えております。

なお、保険料の所得段階区分につきましては、10月に改正された低所得者層の軽減措置の利用料金区分、旧2段階（本人および世帯全員が住民税非課税）を2つに分け新2段階（本人および世帯全員が住民税非課税で年金額が80万円以下の人）および新3段階（本人および世帯全員が住民税非課税で年金額が80万円を超え266万円以下の人）としたことにより、18年度からの保険料区分を1段階増やして6段階に設定させていただきたいと考えております。

問2 昨年10月から実施に移された施設居住費、食費の極端な引き上げによって、介護施設利用者の負担は大幅に強められている。

住民の暮らし、幸せを守るのが行政であるという根本精神に立ち返り、施設利用者の負担軽減策を早急にまとめ、実施に移していくことを今一度求める。

林田連合長

平成17年10月からの施設給付の見直しにより、施設利用者の退所状況を調査したところ、施設を退所された方は、現時点で1名であります。

デイサービス事業者を調査したところ、利用者実数で10月では11人、11月で26人増加しており、見直しによる影響はないと考えております。

また、低所得者層の方には、10月までの負担を上回ることがないように特別に配慮がなされており、見直し以降の退所者はないと聞いておりますし、苦情についても受け付けておりません。

なお、課税者層の方には応分の負担について、制度の趣旨をご理解願いたいと考えております。

従いまして、現状で十分対応されていると考えており、独自の負担軽減策については今後の動向を見ながら対応していきたいと考えております。

地域包括支援センターおよび運営協議会について

藤岡 繁樹 議員

問3 当広域連合の場合、「地域包括支援センター」は最低5ヶ所は必要と考えますが、今後の「地域包括支援センター」のあり方とセンターの設置について答弁を求めます。

同時に、地域包括支援センターの運営協議会は、センターの設置や運営に関わる事項を決定するなど大きな役割と権限を持っていますが、どのような協議会の構成にするのか求めます。

また、運営協議会は、各地域包括支援センターごとに設置することを求めます。

林田連合長

地域包括支援センターは、市が行う介護予防事業と密接に連携し、より効果的に推進することが求められることから、広域連合から各市に委託して設置することになっております。

また、このセンターの活動については、予防事業を希望する高齢者の割り出し等にかかる基本的な取組み方や活動が軌道に乗るまでに担当者の研修等が頻繁に必要となり、時間と労力を要することから、あわら市で1箇所、坂井市では三国・丸岡の2箇所から開始するとのことでもあります。

この地域包括支援センターの増設につきましては、第3期事業計画の答申の中で指摘されておりますので、坂井市での拡充を要望していきたいと考えています。

次に、地域包括支援センター運営協議会の設置については、原則として保険者ごとに1つの設置が義務付けられておりますが、従来から介護保険業務を広域連合で運営していたことや、あわら市・坂井市の地域包括支援センターの業務を統一した内容で指導・評価していこうという考えから、1つの設置としております。

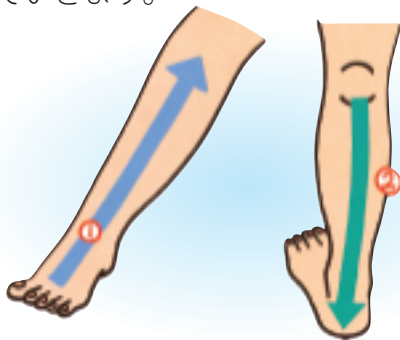
この運営協議会については、11月議会でご報告したとおり、広域連合管内の福祉、医療、保健の関係者ならびに住民の代表者、学識経験者の12名で構成され、地域包括支援センターの公正・中立性の確保と円滑かつ適正な運営を図るため設置するもので、17年10月13日に発足したところであります。

足元から健康に その3

爪を切り終わったら、マッサージをしてみましょう。
血液やリンパの流れがよくなって、足が軽くなります。
あまり強くしないで、**軽く力を入れて気持ちのいい程度**にしましょう。

膝下のマッサージをしましょう

- ①すべりをよくするために、両手にマッサージクリームをつける。
(ハンドクリームなどでよいが、あまりたくさんつけすぎるとベタベタになるので少量でよい。)
- ②足の指先から膝まで、軽く力を入れてゆっくり撫で上げます。
- ③手を膝の裏から足首の方にゆっくり撫で下ろしていきます。



足首を右・左に回しましょう

無理せず、痛くない程度に回します。



足裏のツボを刺激しましょう

手の親指で軽く押して、刺激します。



指のマッサージをしましょう

指を手の親指で円を描くようにマッサージします。
爪の周りを前後左右にマッサージします。



指の股の部分 lightly 押し開きます。



『介護保険被保険者証』が新しくなります。

平成18年4月1日から介護保険被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証が届いたら、住所、氏名、生年月日、性別を確認してください。

○被保険者証の有効期限がなくなりました。

※要支援・要介護認定の有効期間はなくなりませんので、認定を受けている方は今までどおり更新申請が必要です。

○被保険者証は65歳以上の方および40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けられた方に交付されます。

○平成18年4月になったら、今までの被保険者証は各自で破棄してください。

※坂井郡4町の方も3月31日までは今までの被保険者証が使えます。

介護保険被保険者証

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日

交付年月日

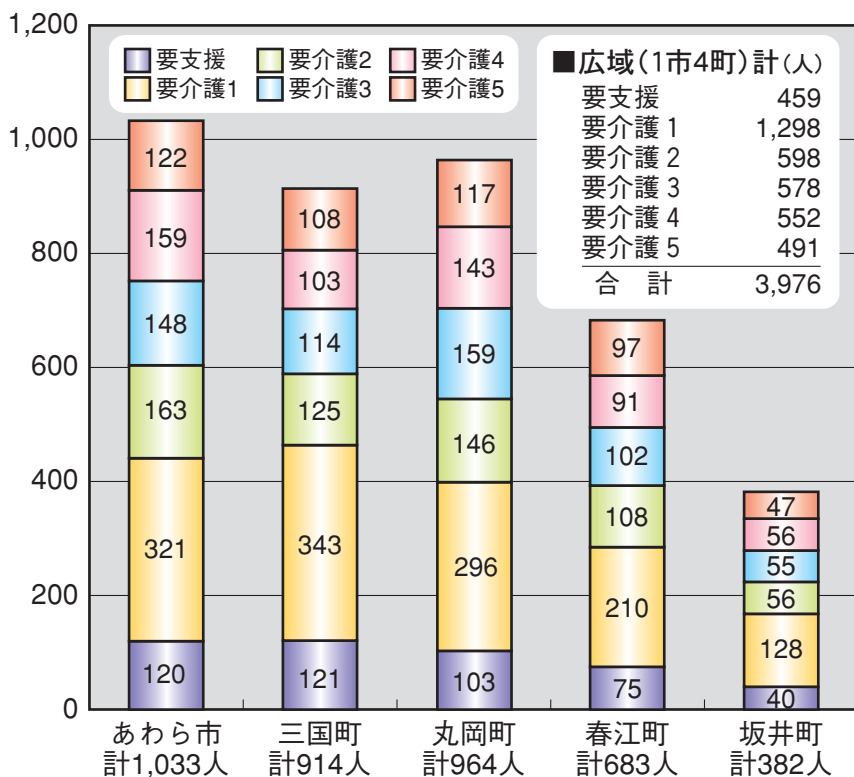
保険者番号並びに保険者の名称及び印

介護保険被保険者証はこんなとき必要

○要支援・要介護認定を受けていない方…介護が必要な状態になったときに、どの程度介護が必要なのが認定を受けるとき。(認定を受けるためには、本人または家族が被保険者証を添付して申請)

○要支援・要介護認定を受けている方…要介護認定の更新申請のとき。(被保険者証を添付して申請) 介護サービスを利用するとき。(事業者や施設に提示)

要介護等認定者数の状況 (平成18年1月末日現在)



がんばってます



このほど、介護保険事業者ネットワーク主催の研修会が坂井町多目的研修センターで行われ、厚生労働省老健局計画課課長補佐の石原美和先生をお招きして「介護予防について」と題して講演がありました。今回の制度見直しの大きなねらいは「介護予防」と「地域づくり」である等概要をわかりやすくていねいに話をしてくださり、会員の皆さんは熱心に聞き入っていました。

当広域連合の名称及び住所の表記変更のお知らせ

構成市町の坂井郡4町合併に伴い、平成18年3月20日から当広域連合の名称及び住所表記が次のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

- 旧名称 坂井郡介護保険広域連合
↓
新名称 坂井地区介護保険広域連合
- 旧住所表記 福井県坂井郡坂井町上兵庫40-15
↓
新住所表記 福井県坂井市坂井町上兵庫40-15

編集後記

春の訪れを感じられるようになった今日このごろ。3月は大イベント「坂井市の誕生」、そして「卒業」という一つの節目の時期でもあります。新たな旅立ちで心機一転、がんばってほしいものです。

私事ですが、人事異動で広域連合を離れます。担当となって、今回で9回発行してきました。毎回、「充実した紙面づくり」でがんばってききましたがどうでしたか。短い間でしたが、どうもありがとうございました。